

随意契約（相手方指定）調書

件名	荒川区立心身障害者福祉センター（児童発達支援センター）食事提供業務委託	No.5200421
工（納）期	令和9年3月31日（長期継続契約）	
契約締結日	令和6年5月1日	
契約金額	推定総額 5,520,900円（消費税込み）	

契約相手方	富士食品商事株式会社 (法人番号：4030001056852)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考	総価部分及び単価部分による複合契約	

業者選定理由書

件名	荒川区立心身障害者福祉センター（児童発達支援センター）食事提供業務委託
指名業者 （案）	名称 富士食品商事株式会社 所在地 埼玉県ふじみ野市上福岡二丁目6番10号 代表者 代表取締役 後藤 正之
特命理由	<p>本件は、令和6年10月1日に開設を予定している児童発達支援センターの食事提供業務を委託するものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 本件は公募型プロポーザル方式による事業者選定を行っており、上記業者は8割を超える総合点を獲得し選定されたものである。</p> <p>重点項目では全て8割を超える得点率を得ており、特に「衛生管理・安全管理」及び「献立作成、食材調達・管理」の評価項目においては、手作りを基本とした献立作成方針や食事提供時の個別対応の実施等が高く評価されており、区の狙いに沿った確実な業務履行が期待できる。</p> <p>② 「類似事業の受託実績」の評価項目では満点を獲得しており、児童を対象とした食事提供や小規模な食事提供について多くの受託実績を有していることから、そのノウハウを生かした確実な履行が期待できる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	<p>○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）</p> <p>○本件契約は、長期継続契約とする契約を定める条例（平成17年条例第56号）第2条第3号イの規定に該当するため、令和6年10月1日から令和9年3月31日までの長期継続契約を締結する。</p>